

平成 2 2 年

第 3 回美濃市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 5 月 1 3 日 開会

平成 2 2 年 5 月 1 3 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成22年第3回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月13日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	5
議案の説明	
報第1号・報第2号・議第35号(総務部長 平林 泉君)	5
報第3号(民生部長 梅村 健君)	7
休憩	8
再開	8
質疑	8
委員会付託省略(報第1号から報第3号まで並びに議第35号)	9
討論	9
塚田歳春議員	9
議案の採決	10
各常任委員会委員の選任	10
休憩	10
再開	10
議長の辞職許可について	11
議長の選挙	11
休憩	14
再開	14
副議長の辞職許可について	14
副議長の選挙	15
休憩	16
再開	16
議会運営委員会委員の選任	16

休憩	17
再開	17
議案の上程	17
議案の説明	
議第36号（市長 石川道政君）	17
質疑	17
委員会付託省略（議第36号）	18
討論	18
議案の採決	18
農業委員会委員の推薦について	18
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について	20
閉会の宣告	20
市長あいさつ	20
会議録署名議員	22

美濃市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成22年5月13日に第3回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成22年5月6日

美濃市長 石川道政

付議事件名

1、専決処分の承認について

平成21年度美濃市一般会計補正予算（第8号）

1、専決処分の承認について

美濃市税条例等の一部を改正する条例について

1、専決処分の承認について

美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1、平成22年度美濃市一般会計補正予算（第1号）

平成22年 5 月 13日

平成22年第 3 回美濃市議会臨時会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成22年 5月13日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 報第 1 号 専決処分の承認について
平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
 - 第 4 報第 2 号 専決処分の承認について
美濃市税条例等の一部を改正する条例について
 - 第 5 報第 3 号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議第35号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 7 各常任委員会委員の選任
 - 第 8 議会運営委員会委員の選任
-

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 までの各事件

(追加日程)

議長の辞職許可について

議長の選挙

副議長の辞職許可について

副議長の選挙

議第36号 監査委員の選任同意について

農業委員会委員の推薦について

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	森和美君	総務部長	平林泉君
民生部長	梅村健君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬恒雄君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	総務課長	西部真宏君
総合政策課長	太田己代治君	税務課長	古田行雄君
健康福祉課長	佐藤祥一君	民生部課長	古田義郎君
産業課長	猿渡政明君	観光課長	澤村幸夫君
土木課長	丸茂賢治君	上下水道課長	西村勝彦君
秘書課長	市原英樹君	選管・監査 事務局長	古田満君
教育委員会 人づくり文化課長	篠田克志君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局 次長	井上司
議会事務局 書記	長屋充宏		

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る4月1日付の機構改革と異動に伴う執行部の方々の御紹介を、加納副市長からお願いいたします。

○副市長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動を行いましたので、関係部課長の紹介をさせていただきます。

民生部長 梅村健君、会計管理者兼会計課長 瀨瀨恒雄君、総務部総合政策課長 太田己代治君、総務部税務課長 古田行雄君、民生部課長（美濃市社会福祉協議会派遣） 古田義郎君、民生部市民生活課長 宮西嘉弘君、本日は都合により欠席しておりますので、御了承ください。民生部健康福祉課長 佐藤祥一君、産業振興部産業課長 猿渡政明君、産業振興部観光課長 澤村幸夫君、建設部土木課長 丸茂賢治君、建設部上下水道課長 西村勝彦君、秘書課長 市原英樹君、教育委員会人づくり文化課長 篠田克志君、以上でございます。今後ともよろしく願い申し上げまして、紹介を終わらせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） ありがとうございます。

本日は、平成22年第3回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会運営に御協力くださるようお願い申し上げます。

市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 開会に先立ちまして、市長からごあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

若葉の緑もすがすがしい、さわやかな季節となりました。

本日は、平成22年第3回美濃市議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。市政全般につきましては、新年度がスタートしてから2ヵ月目に入っておりますが、順調に進んでおります。

さて、本日午前宮内庁及び県において記者発表が行われる予定となっておりますが、6月13日の第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～終了後、天皇・皇后両陛下が、美濃市のうだつの町並みと美濃和紙あかりアート館を御視察（行幸啓）されることが正式に決定される予定であります。天皇・皇后両陛下が美濃市を御訪問されるとすれば、昭和32年4月8日に昭和天皇、香淳皇后が、当時の岐阜県製紙試験場を御視察されて以来のことでございます。また、当時は皇太子であられました今上天皇陛下も、同年7月18日に立花鶴飼御視察のため美濃市を御訪問されており、約53年ぶりとなります。今回、御視察が正式になれば、美濃市としては万全の準備をいたしまして、市民を挙げて心から御歓迎申し上げたいと思いますので、議員各位におかれましても何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、市民の皆さんによるお出迎えは、国道等沿道沿いで行っていただくことになり

ますが、当日は大勢の市民の皆さんと一緒に迎えますよう、議員各位のお力添えを重
ねてお願い申し上げます。

ことしのゴールデンウィーク中は好天にも恵まれ、市内においては流しにわかを初め、道
の駅「美濃にわか茶屋」の美濃じまん祭など各種の催しが開催され、うだつの町並みなど、
市内各地は多くの来訪者でにぎわっておりました。関係各位並びに御協力いただきました団
体、市民の皆様に、心より御礼を申し上げます。

次に、5月18日には国際自転車ロードレース「第14回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステー
ジ」が開催されます。美濃市での開催は4回目となりますが、本年も実行委員会、連合自治
会及び関係団体、各企業、市民の皆様の御協力により大会の盛り上げを図り、美濃市をPR
していきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、どうぞ御協力のほどよろ
しくお願い申し上げます。

最後に、私ごとになりますが、去る4月28日に下呂市で開催されました平成22年度定例第
1回岐阜県市長会議におきまして、岐阜県市長会会長に選出されました。今後、なお一層の
市政に対する御指導と御協力をお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、専決処分が3件、補正予算が1件
でございます。議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審
議を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろし
くお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） ただいまから平成22年第3回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議
を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

開会 午前10時06分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 武井牧男君、9番 鈴木隆君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御
異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日
間と決定いたしました。

第3 報第1号から第5 報第3号まで及び第6 議第35号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（市原鶴枝君） 日程第3、報第1号から日程第5、報第3号までと日程第6、議第35号の4案件について、日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に報第1号、報第2号、議第35号の3案件について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、報第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案集の4ページをお開きください。

専第1号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第8号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、年度末に当たりまして、補助金及び寄附金等の確定による財源調整を含めた予算整理と、地域づくり推進基金への積み立て、国の交付金確定に伴う事業費補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ572万円を追加して、補正後の予算総額を86億2,973万8,000円としたもので、その内容は5ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

7ページをお開きください。

これは繰越明許費補正で、市庁舎耐震化事業2,176万6,000円、農業振興地域整備計画策定経費67万4,000円を追加し、美濃橋維持修繕事業1,200万円を1,500万円に、サイクルツアー交通安全施設整備事業500万円を700万円にそれぞれ変更したものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括をごらんください。

歳入、10款 地方交付税は、特別交付税を4,310万1,000円増額、11款 交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により9万2,000円を減額、14款 国庫支出金は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の確定により1,200万円の増額、17款 寄附金は、ふるさと応援寄附金で71万1,000円を増額、18款 繰入金は、財政調整基金5,000万円を減額いたしました。

歳出の2款 総務費は72万円を増額して、補正後の額を13億317万6,000円といたしました。これは、ふるさと美濃応援団うだつ基金への積立金72万円で、財源は、その他財源、寄附金71万1,000円、一般財源9,000円でございます。8款 土木費は500万円を増額して、補正後の額を10億5,038万2,000円といたしました。これは、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の確定により、美濃橋維持修繕事業300万円、サイクルツアー交通安全施設整備事業200万円を増額するもので、財源は、国庫支出金を1,200万円増額し、一般財源を700万円減額いた

します。

9ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で報第1号の説明を終わります。

次に、報第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の13ページ、赤スタンプ2番、議案説明資料の1ページをお開きください。

専第2号 美濃市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日施行されたことに伴いまして、3月31日をもって専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の地方税制改正は、経済・社会の構造変化に適応し、信頼できる税制を構築するため、税制全般にわたる改革として、控除から手当等の観点から扶養控除の見直し、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するためのたばこ税の税率の引き上げ、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直し、その他各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じられたものでございます。この地方税法の改正に伴いまして、市税条例の一部におきまして所要の改正をしたものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、議案説明資料の条例新旧対照表によりまして御説明いたします。2ページをお開きください。なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

3ページ、第28条の2及び4ページ、第28条の3は、個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書の提出について、記載事項、提出方法等を規定するものでございます。

6ページをお開きください。

第43条の改正は、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して、給与から特別徴収の方法により徴収ができることとするものでございます。また、第4項は65歳以上の納税義務者の読みかえ規定でございます。

10ページ、第53条の改正は、固定資産税の納税義務者のうち、地方開発事業団が廃止されたことにより削除するものでございます。

11ページ、第94条の改正は、たばこ税の税率を1,000本につき「3,298円」を「4,618円」に引き上げる改正でございます。附則で、適用時期を平成22年10月1日と定めております。

11ページ、附則第14条の2の改正は、旧3級品の紙巻きたばこにつきましては、平成22年10月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき「1,564円」を「2,190円」に引き上げるものでございます。

12ページ、附則第18条の3は、租税特別措置法の改正により、個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税

措置が創設されたことに伴い、株式等譲渡に係る市民税の所得計算の特例を設けたものでございます。

次に、赤スタンプ1番、議案集の19ページをお開きください。

附則第1条は、この条例の施行日を平成22年4月1日の公布の日から施行するものとし、改正事項のうち、施行の日を公布の日からとしないものの施行期日を第1号から第4号までそれぞれ定めております。

第2条は個人の市民税に関する経過措置、21ページ、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は市たばこ税に関する経過措置、23ページ、第5条は都市計画税に関する経過措置を定めております。

以上で、報第2号の説明を終わります。

次に、議第35号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案集の28ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,197万8,000円を追加して、補正後の予算総額を83億7,897万8,000円とするものでございます。補正いたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、29ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、30ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

10款 教育費は、1,197万8,000円を増額し9億1,366万3,000円とするものでございます。美濃北中学校の地震等への安全対策事業費として、窓ガラス落下防止等の工事970万円、緊急地震速報装置設置修繕16万8,000円、書棚等転倒防止器具5万円、ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費200万円を増額するものでございます。財源は、その他財源、ふるさと美濃応援団うだつ基金から200万円の繰入金、一般財源997万8,000円は繰越金でございます。

31ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第35号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 次に、報第3号について、民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、報第3号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集24ページをお開きください。また、赤スタンプ2の条例の改正の概要の16ページを御参照いただきたいと思います。

地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴いまして、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものであります。

改正の主な内容につきましては、一つ目に、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を3万円及び高齢者支援金等の課税限度額を1万円、それぞれ引き上げるものでございます。

二つ目に、非自発的失業者の国民健康保険税について、失業から一定の期間、前年の給与所得を100分の30として算出し、保険税の軽減を行うものでございます。

それでは、条文に従い御説明させていただきます。

17ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第2項及び第3項については、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を「47万円」から「50万円」に、後期高齢者支援金等の課税限度額を12万から13万にするものであります。

第23条は減額について定めており、第2条第2項及び第3項と同じく基礎課税額の課税限度額を「47万円」から「50万円」に、後期高齢者支援金等の課税限度額を「12万円」から「13万円」にするものであり、同条第1号から18ページの第3号までは、今回の法改正に伴う条文を整備するものであります。

第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例で、非自発的失業者に係る保険税の軽減を行うものであります。これは、平成21年3月31日以降に離職された雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者の手続をされた方を対象に、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度まで、前年の給与所得金額を100分の30として算定することとするものであります。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告について定めたものであり、附則第13項と14項は租税条例の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴い、「租税条約」を「租税条約等」に改めるものであります。

附則の第1項はこの条例の施行期日を定め、第2項ではこの条例の適用区分を定めております。

以上をもちまして、報第3号の説明を終わります。御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で4案件の説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件につ
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市会議員を代表し、今臨時会に提出された報第2号 美濃市税条例
等の一部を改正する条例、報第3号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて反対でありますので、その理由を申し述べます。

最初に報第2号 美濃市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、65歳未満の公的年金所得に係る所得割の徴収方法の改正で、簡単に言えば、
65歳未満で年金を受給している方は、年金所得に係る所得割額も天引きすることができると
いう内容になっております。天引きという徴収方法は集める側の論理で、そもそも税金は本
人の主体的な意思により納めるものです。問答無用の天引きは本人の意思を無視した徴収方
法であると考え、反対をするものであります。

次に、報第3号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、国保税の課税限度額、年間47万円を50万円に、高齢者支援金の課税限
度額、年間12万円を13万円に引き上げる内容になっております。当市の場合、国保の限度額
が引き上げられると、対象世帯で135世帯、金額では405万円、また高齢者支援金は159世帯、
159万円の負担増となります。御承知のように、国保税は所得割のほか、資産や家族構成に
より賦課されますので、所得が少なくても高額な国保税を納めなければならない世帯もあ
ります。

そもそも国保は、退職した年金暮らしの方や、低所得者の加入が多く、雇用主負担もない
ことから、他の社会保険に比べ一定の国庫負担が義務づけられております。その国庫負担率
も45%から現在は34%に削減され、脆弱な市町村国保の財政悪化に拍車がかかり、加入者
に高い国保税となって負担が押しつけられ、負担能力を越す高い保険税などは国保そのもの
の構造的な問題になっております。国は、国庫負担率をもとに戻し、安定した国保財政のため、
責任を果たすことこそ求められており、限度額の引き上げには反対をするものです。

なお、非自発的失業者の保険税の軽減については、賛成するものです。

以上、簡単でありますので、討論といたします。

○議長（市原鶴枝君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に報第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、報第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、報第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、報第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に議第35号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第35号は原案のとおり可決いたしました。

第7 各常任委員会委員の選任

○議長（市原鶴枝君） 日程第7、各常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務常任委員会委員には、塚田歳春君、平田雄三君、市原鶴枝、武井牧男君、山口育男君の以上5名を。民生教育常任委員会委員には、岩原輝夫君、鈴木隆君、森福子君、太田照彦君、並信行君の以上5名を。産業建設常任委員会委員には、野倉和郎君、児山廣茂君、日比野豊君、佐藤好夫君、古田豊君の以上5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時51分

○副議長（太田照彦君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

○副議長（太田照彦君） 議長 市原鶴枝君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番 市原鶴枝君の退席を求めます。

〔8番 市原鶴枝君 退場〕

○副議長（太田照彦君） 議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成22年5月13日、美濃市議会議長 市原鶴枝、美濃市議会副議長 太田照彦様。

○副議長（太田照彦君） お諮りいたします。8番 市原鶴枝君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、8番 市原鶴枝君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

8番 市原鶴枝君の除斥を解きます。

〔8番 市原鶴枝君 入場〕

○副議長（太田照彦君） ここで、8番 市原鶴枝君から発言を求められておりますので、これを許可します。

8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） 議長を辞職するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年5月臨時議会におきまして、皆様の温かい御支援をいただき議長の職を拝命してから、早いもので1年が過ぎました。この間、皆様方には、議会運営に格別な御理解、御協力をいただきまして、おかげさまで大過なくその任を終わらせていただけますことにつきまして、心からお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

議長職を辞しましても、美濃市の発展のため、一議員としてなお一層の努力を傾注する覚悟でございます。どうか今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長の選挙

○副議長（太田照彦君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いま

す。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田照彦君） 御異議がないと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（太田照彦君） ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（太田照彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田照彦君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（太田照彦君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○副議長（太田照彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田照彦君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（太田照彦君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（太田照彦君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（太田照彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票12票、無効投票3票。

有効投票中、佐藤好夫君6票、野倉和郎君6票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であり、佐藤好夫君と野倉和郎君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで当選人を決定することになっております。佐藤好夫君及び野倉和郎君が議場におられますので、くじを引いていただきます。両君は登壇をお願いします。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。くじは、抽せん棒で行います。

くじの立会人に、4番 森福子君、5番 山口育男君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

それでは、最初にくじを引く順序を決めるくじを行います。このくじの順序は議席順といたしたいと思いますが、両君とも御異議はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（太田照彦君） では両君、登壇をお願いします。

それでは、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○副議長（太田照彦君） くじを引く順序が決定いたしましたので、報告をいたします。

初めに佐藤好夫君、次に野倉和郎君、以上のおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。なお、このくじによる当選人は、「1」を引いた者といたします。それでは、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○副議長（太田照彦君） くじの結果を報告します。

くじの結果、佐藤好夫君が議長に当選されました。

ただいまの選挙において議長に当選されました佐藤好夫君に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長 佐藤好夫君のあいさつがあります。

○新議長（佐藤好夫君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員皆様方の御推挙により議長の御指名をいただき、まことに身に余る光栄で、責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。御案内のとおり浅学非才で未熟ではございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、美濃市政の発展、並びに市議会の発展と円満な議会運営に誠心誠意努めながら、重責を果たしてまいる所存でございます。今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任に当たり、お礼とお願いのあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○副議長（太田照彦君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（佐藤好夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の辞職許可について

○議長（佐藤好夫君） 副議長 太田照彦君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に副議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番 太田照彦君の退席を求めます。

〔3番 太田照彦君 退場〕

○議長（佐藤好夫君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成22年5月13日、美濃市議会副議長 太田照彦、美濃市議会議長 佐藤好夫様。

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。3番 太田照彦君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、3番 太田照彦君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

3番 太田照彦君の除斥を解きます。

〔3番 太田照彦君 入場〕

○議長（佐藤好夫君） ここで、3番 太田照彦君から発言を求められておりますので、これを許可します。

3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） 副議長を辞職するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして副議長に御推挙いただきましてから、はや1年が過ぎました。この間、微力ながら議長の補佐役として、大過なくその職務を終えることができました。これもひとえに皆様方の温かい御支援のたまものと、心より感謝申し上げます。

これからは一議員として、市政発展のために、なお一層の努力をして参る所存でございます。どうか今後とも格別なる御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

副議長の選挙

○議長（佐藤好夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤好夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤好夫君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○議長（佐藤好夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（佐藤好夫君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番 武井牧男君、8番 市原鶴枝君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（佐藤好夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票12票、無効投票3票。

有効投票中、児山廣茂君7票、鈴木隆君3票、塚田歳春君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、児山廣茂君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました児山廣茂君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長 児山廣茂君のあいさつがあります。

○新副議長（児山廣茂君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙により、副議長に当選させていただき身に余る光栄で、御厚情に対しまして厚く御礼を申し上げます。

美濃市は、現在厳しい財政事情の中で極めて重大な時期に直面しており、市民の負託にこたえる市議会の責務も一段と重いものがあります。このような時期、佐藤議長のもと、議会が公正で円滑に運営されますよう誠心誠意努力をいたす所存でございます。今後とも皆様方の格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、お礼とお願いのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集願います。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

総務常任委員会は、委員長に平田雄三君、副委員長に塚田歳春君。民生教育常任委員会は、委員長に太田照彦君、副委員長に森福子君。産業建設常任委員会は、委員長に日比野豊君、副委員長に古田豊君であります。

第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（佐藤好夫君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、10番 岩原輝夫君、4番 森福子君、14番 野倉和郎君、11番 平田雄三君、3番 太田照彦君、12番 日比野豊君の以上6名を指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午後 1 時02分

再開 午後 1 時30分

○議長（佐藤好夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されておりますので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長に森福子君、副委員長に平田雄三君であります。以上、報告いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました議第36号と農業委員会委員の推薦について及び岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の3案件を、この際本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議第36号と農業委員会委員の推薦について及び岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の3案件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第36号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 最初に、議第36号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、8番 市原鶴枝君の退席を求めます。

〔8番 市原鶴枝君 退場〕

○議長（佐藤好夫君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第36号 監査委員の選任同意について、提案の理由を御説明いたします。

議員のうちから選出されております監査委員の日比野豊さんから辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定によりこれを承認いたしました。よって、議員のうちから選任する監査委員が欠員となりましたので、その後任として市原鶴枝さんが適任と思っておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いしたいと存じます。

市原鶴枝さんの住所は、美濃市立花702番地1、生年月日は昭和13年9月21日でございます。同意をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議第36号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に、討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第36号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第36号は原案のとおり同意されました。

8番 市原鶴枝君の除斥を解きます。

〔8番 市原鶴枝君 入場〕

農業委員会委員の推薦について

○議長（佐藤好夫君） 次に、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、本議会では1人を推薦するものであります。その推薦方法は、議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本件は議長において指名することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、10番 岩原輝夫君の退席を求めます。

〔10番 岩原輝夫君 退場〕

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員には、10番 岩原輝夫君を指名することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました10番 岩原輝夫君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

10番 岩原輝夫君の除斥を解きます。

〔10番 岩原輝夫君 入場〕

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（佐藤好夫君） 次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまの出席議員数は15名であります。
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤好夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 配付漏れはないものと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤好夫君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名
を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略す
る。

〔点呼・投票〕

○議長（佐藤好夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（佐藤好夫君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番 鈴木隆君、10番 岩原輝夫君の両君
を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（佐藤好夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票2票。

有効投票中、佐藤好夫7票、並信行君5票、平田雄三君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、佐藤好夫が岐阜県後期高齢者医療広域

連合議会議員に当選しました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

〔追加議案配付〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてをこの際本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

○議長（佐藤好夫君） 議会運営委員会委員長から、お手元の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成22年第3回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時48分

市長あいさつ

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たり、市長からごあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 本日の平成22年第3回美濃市議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認・議決をいただき、まことにありがとうございました。

さて、本日の議会役員を選出におきましては、議長に佐藤好夫さん、副議長に児山廣茂さんが御当選になり、まことにありがとうございます。また、前議長の市原鶴枝さんを初め各役員の皆様には、議会の改革など多くの課題に取り組み、1年間、市政進展のために格別

の御尽力を賜り、まことにありがとうございました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

平成22年度の美濃市政は順調にスタートをいたしました。大変厳しい財政環境の中で、限られた財源を生かし、市政を進めていくためには、今後とも市民と議会と市が一体となって協働で進めていく必要がございます。また、5月18日には「第14回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」、6月13日には天皇・皇后の美濃市行幸啓がございます。市を挙げて成功させたいと思っております。こうした行事を初め、議会にありましては市政に対する御指導と格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本日は、早朝より長時間にわたり終始熱心に審議を賜りまして、まことにありがとうございました。どうか今後の議会運営におきましても一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年5月13日

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝

美濃市議会副議長 太 田 照 彦

美濃市議会新議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 武 井 牧 男

署 名 議 員 鈴 木 隆